

の退職手当の支給水準の引き下げが実施されたことを踏まえ、本市職員の退職手当の額の引き下げを実施するため、所要の改正を行うものです。

○行田市子ども未来審議会条例 (原案可決)

児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する附属機関を設置するため、新たに条例を制定するものです。

なお、現在の「行田市児童福祉審議会」及び「行田市子ども・子育て会議」を廃止し、双方の機能を備えた新たな審議会として設置するものです。

○行田市介護保険条例の一部を改正する条例 (原案可決)

平成30年度から第7期介護保険事業計画期間が始まることに伴い、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料の保険料率等について所要の改正を行うものです。

【主な質疑】

問 今回の第7期事業計画において、介護保険料率が約11%の引き上げとなるがその要因は何か。

答 今後予測される高齢者人口の増加に伴うサービス給付

費等の上昇に加えて、第7期ではサービス給付費等に対する第1号被保険者の保険料の財政負担割合が、22%から23%に引き上げられること、また介護報酬の改定や、平成31年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を見込んだことによるものである。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (原案可決)

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任を担い、市町村と共に国民健康保険の運営主体となることに伴い、国民健康保険の運営費用として、国民健康保険事業費納付金を新たに県へ納付すること及び賦課限度額の引き上げを実施するため条例の一部を改正するものです。

【主な質疑】

問 賦課限度額を引き上げる理由は。

答 社会保障制度改革国民会議の報告書において、相当の高所得者であっても賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべきとされたことに伴い、税制改正において賦課

限度額の引き上げが行われたことによるものである。

○行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例 (原案可決)

子ども医療費の支給対象年齢を18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大するため、条例の一部を改正するものです。

【主な質疑】

問 子ども医療費の支給対象者が15歳から18歳に大きく拡大されるが、18歳の定義は。

答 今回の改正により支給対象となる子どもは高校卒業までの者である。

なお、条例において支給対象者を子どもを監護する者としていることから、子ども自身が働いて親の監護から外れた場合などは支給対象にならな

○行田市都市公園条例の一部を改正する条例 (原案可決)

都市公園法施行令の改正により、これまで施行令に定められていた都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合である運動施設率の基準が、地方公共団体自ら条例で定めるものとして参酌基準化された

ことに伴い、条例の一部を改正するものです。

補正総額  
1億2965万円余り

○平成29年度行田市一般会計補正予算 (原案可決)

12月補正後の諸情勢の変化に伴う各種経費の見直しによる措置に加え、緊急的な対応が必要となる事項について、所要経費を補正措置するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2965万5千円を追加し、予算総額を266億8602万6千円とするものです。

歳出の主なものとして、総務費では、循環バス運行経費補助金を追加措置するものです。また、教育振興奨励基金、社会福祉事業費基金及びごみ処理施設整備基金の積み立てを行うものです。

民生費では、障害者福祉費及び後期高齢者医療事業費並びに生活保護費の扶助費を追加措置するものです。また、学童保育室保育料の改定に伴うシステム改修費を措置するものです。

教育費では、埼玉県行田地

方庁舎及び行田市産業文化会館において共同管理している消防設備等の施設修繕に要する本市の負担分を措置するものです。

なお、これらを賄う財源は、地方交付税、国・県支出金、財産収入、寄附金及び諸収入により措置するものです。

その他  
協定の一部変更  
P1052

○行田市公共下水道緑町ポンプ場建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定 (原案可決)

公共下水道緑町ポンプ場建設工事について、工事発注に当たり、入札不落による不測の日数を要したことに伴い、平成29年度事業費の一部が繰り越しとなることから当該事業費に係る完成期限「平成30年3月31日」を「平成30年4月27日」に変更するものです。

また、建設工事の施工に要する費用について、入札の結果を踏まえて、協定金額「5億5800万円」を「4億1798万円」に変更するものです。